

2009年3月5日

厚生労働大臣 舛添 要一 様

## 高校生の就職問題に関する緊急要請書

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 北野 庄次

厚生労働省は2月27日、高校生・大学生等の就職内定取消し状況（2月19日現在）を発表しました。それによると事態はさらに悪化し、高校生の内定取消しは294名となり、前回発表（1月23日現在）と比較すると88名の増加です。内定取消し状況を初めて発表した11月末の29名（11月25日現在）と比較すると、実に10倍以上となっています。大学生等を合わせた合計は前回の1,215名から1,574名となり、まさに「内定取消しが止まらない」という状況となっています。

とくに重要なのは、今回の発表が1月19日に職業安定法施行規則を改正・施行した以降に発生した事案を含んでいるという点です。厚生労働省が、企業名公表による内定取消しの抑制効果をねらって規則改正を行ったにもかかわらず、実際にはその効果が働いていないといわざるを得ません。

私たち日高教は、行政に対して、就職内定取消し状況の迅速な把握と発表を行うことを要求してきました。これに応じて厚生労働省や文部科学省が調査結果を発表し、社会に警告を発している姿勢は評価するものです。しかし、前述のように内定取り消しの抑制効果が十分に働いていないことは明らかです。また、過日の文部科学省調査で明らかになったように、給与・勤務地など雇用条件を一方的に変更する問題が多発するなど、年度末にかけていっそう事態は深刻になることが予想されます。

高校生・大学生等が内定取消しをされ、将来への希望を奪われる事態は、社会不安をいっそう拡大するものです。企業の社会的責任を明確にするとともに、行政・学校と関係機関が一体になったとりくみが求められます。

こうした状況を踏まえ、あらためて厚生労働省に対して、以下の対策をとるよう要請します。

### 記

（1）「新規学校卒業者の採用に関する指針」にもとづいて、就職内定取消しは「解雇」であり、合理的理由がない場合には無効であることをあらためて周知徹底すること。

（2）職業安定法施行規則の内定取消し企業の公表基準について、企業倒産によるものを除いては、原則として公表し、罰則規定を設けるよう規則改正を行うこと。さらに、1月19日の規則改正にもとづく企業名公表を早急に行うこと。

（3）現在実施している事業主への若年者等正規雇用化特別奨励金、雇用調整助成金の特例措置など、緊急雇用対策の実施状況をすみやかに公表するとともに、学校・事業所・就職希望者等への周知徹底を図ること。自治体等が実施する直接雇用を創出する事業への補助をさらに拡大すること。

（4）文部科学省との連携をいっそう強化し、新規学卒者に対する就職支援、高校生の就職指導をすすめる学校への支援措置を行うこと。

以上